

## 一般社団法人日本法中毒学会「法中毒学研究における利益相反（COI）に関する指針」

一般社団法人日本法中毒学会（以下「本学会」という。）では、会員の研究発表、知識の交換、会員相互間の連絡提携を通じて、法中毒学に関する学術の進歩、普及に寄与する活動を推進する。しかしながら、会員などの研究活動等を推進する際に、関連する企業等との関係において利益相反（COI）が生じる可能性がある。

このため本学会では、「法中毒学研究における COI に関する指針」を策定し、会員などに生じ得る COI 状態を適切にマネジメントすることにより、研究成果の発表などの活動を中立性と公明性を維持した状態で適正に推進させ、社会的責務を果たすことを目的とする。

### 1. 対象者

- (1) 本学会会員
- (2) 本学会年会で発表する者
- (3) **Forensic Toxicology** への投稿者
- (4) 本学会役員、特定の委員会委員
- (5) (1) ~ (4) の対象者の配偶者、一親等内の親族、生計を共にする者

### 2. 利益相反の対象となる活動

- (1) 本学会年会の開催
- (2) 本学会年会での発表
- (3) **Forensic Toxicology** への投稿
- (4) その他、学会として、目的を達成するために行われる事業

### 3. 申告すべき事項

以下の状況を本学会理事長に申告するものとする。なお、申告された内容の具体的な開示・公表の方法については別に細則で定める。

- (1) 企業・法人組織、営利を目的とする団体の役員、顧問職、社員などへの就任
- (2) 株式の保有
- (3) 企業・法人組織、営利を目的とする団体からの特許権などの使用料
- (4) 企業・法人組織、営利を目的とする団体から、会議の出席・発表に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）
- (5) 企業・法人組織、営利を目的とする団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
- (6) 企業・法人組織、営利を目的とする団体が提供する研究費（受託研究、共同研究、寄付金など）
- (7) 企業・法人組織、営利を目的とする団体からの高額機器の贈与、あるいは長期に及ぶ無償貸与
- (8) その他、企業・法人組織、営利を目的とする団体からの外国旅費・贈答品などの受領

#### 4. 実施方法

##### (1) 会員の責務

会員は研究成果を年会などで発表する場合、当該研究実施に関わる COI 状態を、所定の書式にしたがい、自己申告するものとする。また、発表時に、本学会の細則にしたがい、所定の書式で適切に開示するものとする。

##### (2) 役員の責務

本学会の役員（理事長・理事・監事）・年会開催責任者（会長）・各種委員会委員長、特定の委員会委員などは、本学会に関わるすべての事業活動に対して重要な役割と責務を担っており、当該事業に関わる COI 状況については、就任した時点において所定の書式にしたがい、自己申告するものとする。また就任後、新たに COI 状態が発生した場合には、規定にしたがい、修正申告を行うものとする。

##### (3) 年会開催者の役割

年会開催責任者（会長）は、研究成果が発表される場合、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する演題については発表を差し止めるなどの措置を講ずることができる。この場合には、速やかに発表予定者に理由を付してその旨を通知する。また、指針に抵触するか不明な場合は、速やかに本学会の COI 委員会に連絡し、その指示を仰ぐものとする。

##### (4) 編集委員会の役割

Forensic Toxicology 編集委員会は、研究成果の原著論文・症例報告・総説などが発表される場合、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する場合には掲載を差し止めるなどの措置を講ずることができる。この場合、当該論文投稿者に理由を付してその旨を通知する。本指針に違反していたことが当該論文掲載後に判明した場合は、編集委員長名でその旨を公表することができる。

##### (5) 理事会の役割

理事会は、役員などが本学会の事業を遂行するうえで、重大な COI 状態が生じた場合、あるいは COI の自己申告が不適切であると認めた場合、COI 委員会に諮問し、答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

#### 5. 不服の申し立て

被措置者は、本学会に対し不服申立をすることができる。本学会の理事長は、これを受理した場合、速やかに COI 調査委員会（暫定諮問委員会）を設置して審査を委ね、その答申を理事会で協議したうえで、その結果を不服申立者に通知する。

#### 6. その他

本指針に定めるものの他、実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附則

本指針は令和5年1月1日より施行する。